

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・外部委託にあたっては、委託業者に個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの研修実施を課し、研修実施報告書を提出させている。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者の特定と操作権限の限定を行い、システムの操作記録を保存している。
- ・端末機本体のセキュリティ設定により、税務システム内のデータの保存や外部媒体によるデータの持ち出しが出来ないように制限している。

## 評価実施機関名

横浜市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和2年6月11日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	
②事務の内容 ※	<p>1.納税義務者等からの申告及び届出等や調査による課税管理業務            (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税等)</p> <p>2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務</p> <p>4.納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</p> <p>※納税義務者等からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税義務者等が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当、納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>【事務の詳細】</p> <p>(1)納税義務者等や他機関等から提出・回送される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>(2)必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。</p> <p>(3)(1)～(2)により課税した内容について、納税義務者に納税通知書、特別徴収義務者に特別徴収税額通知書を送付する。</p> <p>(4)納税義務者等や他機関等からの情報により、減免や控除、減額等の課税内容の確認を行う。</p> <p>(5)(2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p> <p>(6)(3)及び(4)により決定した減免決定について、納税義務者等に市税減免許可通知書等を送付する。</p> <p>(7)納税義務者等が納付したことについて、金融機関からの納付済通知書等により確認する。</p> <p>(8)納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当のうえ、納税義務者等に還付通知書等を送付する。</p> <p>(9)納税義務者等からの各種税務証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</p> <p>(10)(9)に係る税務証明書を申請者に交付する。</p> <p>(11)納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税義務者等に催告書・督促状を送付する。</p> <p>(12)督促した納税義務者等から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>(13)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。</p> <p>(14)番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。</p> <p>(15)住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、本人確認情報を検索し、本人確認を行う。</p> <p>(16)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。</p>	
③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称 税務システム

②システムの機能

1.宛名システム  
納税通知書、督促状等の送付物の送付先や連絡先等を管理。

2.市民税(個人)システム  
市民税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(所得情報、扶養情報等)を管理。(3年度分)

3.市民税過年度課税基本台帳システム  
市民税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(所得情報、扶養情報等)を管理。(3年度を超える過去分)

4.市民税(法人)システム  
法人市民税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(資本金、従業員数等)を管理。

5.固定資産税(土地・家屋)システム  
土地・家屋に係る固定資産税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(評価額、所有者等)を管理。

6.家屋評価計算システム  
家屋評価に係る各種計算を行う。

7.固定資産税(償却資産)システム  
償却資産に係る固定資産税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(評価額、所有者等)を管理。

8.償却ミニ義務者検索システム  
固定資産税(償却資産)の納税義務者に係る情報を管理。

9.軽自動車税システム  
軽自動車税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(車種区分、所有者等)を管理。

10.税収納システム  
課税された各種税金について、納付状況を管理。

11.滞納整理支援システム  
未納となっている市税等について、滞納整理経過・滞納処分状況を管理。

③他のシステムとの接続

[ ] 情報提供ネットワークシステム [  ] 庁内連携システム

[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [  ] 既存住民基本台帳システム

[  ] 宛名システム等 [ ] 税務システム

[ ] その他 ( )

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合番号連携システム(宛名システム等)
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。            統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。            個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>統合番号管理機能              統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</li> <li>符号管理機能              符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</li> <li>情報照会側機能              特定個人情報の照会業務を行うための機能。</li> <li>情報提供側機能              特定個人情報の提供業務を行うための機能。</li> <li>中間サーバー稼働状況確認機能              連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</li> <li>個人番号・統合番号変換機能              個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</li> <li>データ連携機能              既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</li> <li>データ変換機能              文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</li> <li>職員認証・権限管理機能              統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</p>
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(当該事務で利用する範囲のみ)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報検索              統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>機構への情報照会              全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ol> <p>当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、上記機能のみ使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税連携システムは、国税庁に申告されたe-Taxデータ及び国税当局に書面で提出された申告等データを配信するシステムである。当システムは、全国の地方自治体が共通に利用しているシステムであり、地方税共同機構が運営を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 国税庁に申告された確定申告関係情報をダウンロードする機能。</li> <li>法定調書データダウンロード機能 国税庁に申告された法定調書情報をダウンロードする機能。</li> <li>データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告書等情報の検索、印刷、及びファイル形式の変換機能。</li> <li>団体間回送機能 他の自治体に確定申告書等情報や住民登録外通知等課税資料を送受信する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 確定申告書情報等管理システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
システム5	
①システムの名称	地方税電子申告システム
②システムの機能	<p>地方税電子申告システムは、給与支払報告書の提出等をインターネット経由で受付けし、電子的に処理を行うシステムである。当システムは、全国の地方自治体が共通に利用しているシステムであり、地方税共同機構が運営を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申告データ審査機能 提出された各種申告データの審査を行う機能。</li> <li>申告書等データダウンロード機能 提出された申告書等のデータを取得し、税務システムに連携する機能。</li> <li>税額決定通知データ等送信機能 特別徴収義務者、年金保険者に対して税額決定通知、特別徴収額データを送信する機能。</li> <li>団体間回送機能 各種届出・申告や申告特例通知等を地方自治体間で送受信する機能。</li> <li>本人確認結果登録機能 eLTAXに本人確認結果登録が行える機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 確定申告書情報等管理システム、連携システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	確定申告書情報等管理システム
②システムの機能	<p>国税データ連携システムにて受領したe-TAXデータ等の情報を原本として保管し、管理するためのシステム</p> <p>1.確定申告書等原本保管機能 受領したデータを保管し、閲覧する機能。</p> <p>2.原本データ検索機能 保管したデータを検索する機能。</p> <p>3.付箋データ編集・検索機能 必要に応じて付箋データを作成・編集し、作成した付箋を検索する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[   ] 情報提供ネットワークシステム                    [   ] 庁内連携システム</p> <p>[   ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [   ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[   ] 宛名システム等     [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税電子申告システム、国税連携システム )</p>
システム7	
①システムの名称	税務地図情報システム
②システムの機能	<p>1.地図情報と固定資産(土地・家屋)情報等との突合機能 地図情報と固定資産情報等を突合し、課税客体の把握等を行うための機能。</p> <p>2.固定資産税路線価付設機能 固定資産(土地)評価を行うための路線価の付設を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[   ] 情報提供ネットワークシステム                    [   ] 庁内連携システム</p> <p>[   ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [   ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[   ] 宛名システム等     [   ] 税務システム</p> <p>[   ] その他 ( )</p>

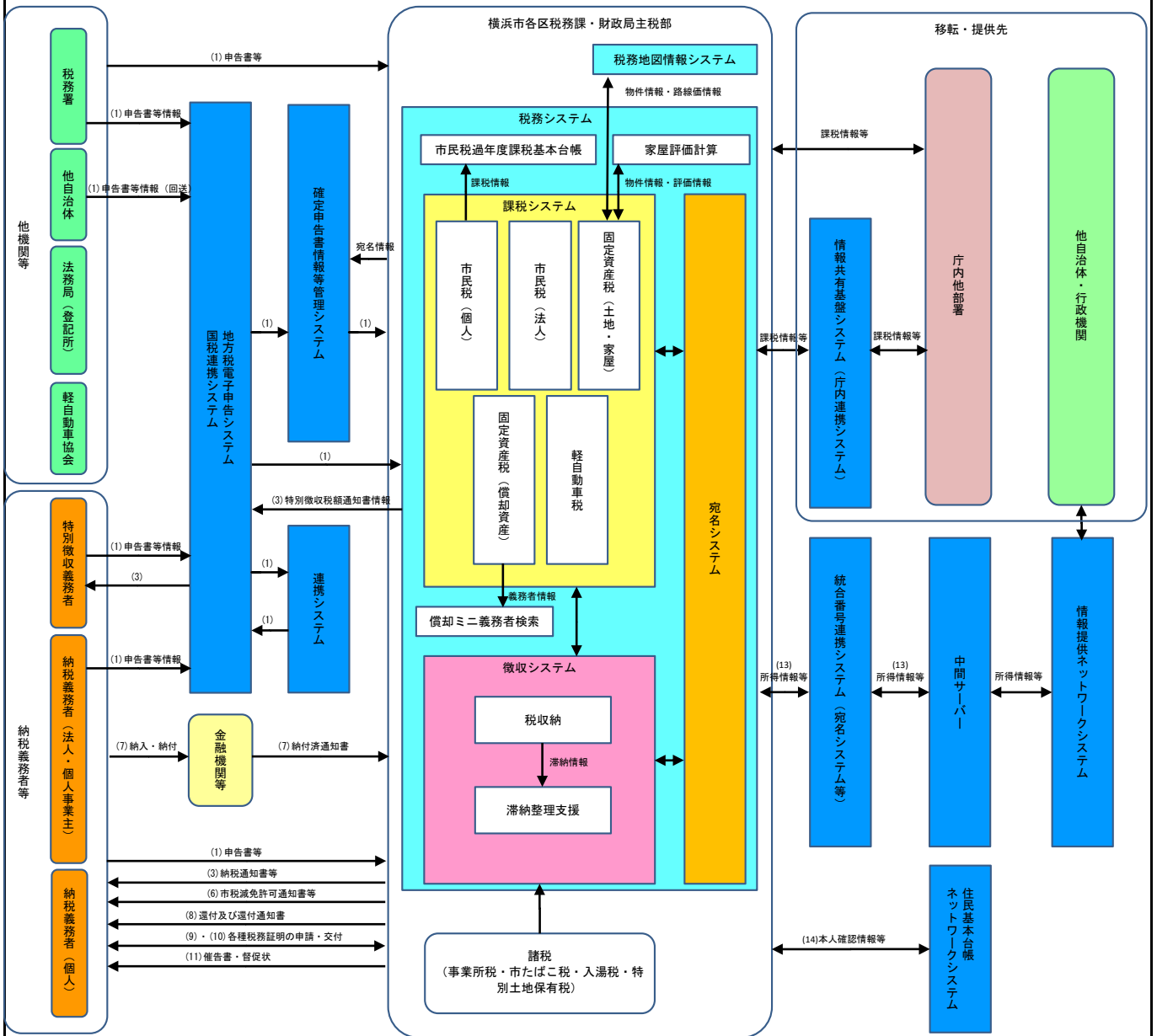
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。</li> <li>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム9	
①システムの名称	連携システム(当該事務で利用する範囲のみ)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>形式変換機能 地方税電子申告システム等から取得するXMLファイルをCSVファイルに変換する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税電子申告システム )
システム11～15	
システム16～20	



3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○公平・公正な課税徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するとともに正確性を向上させ、公平・公正な課税徴収をするため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報等により税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、公平・公正な課税徴収につながる。 ・生活保護関係情報により、市税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、市税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3  【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産税課 横浜市財政局主税部徴収対策課
②所属長の役職名	税制課長 税務課長 固定資産税課長 徴収対策課長
8. 他の評価実施機関	
-	

**(別添1) 事務の内容**

**地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務**



**(備考)**

- (1) 納税義務者等や他機関等から提出・回送される申告書等を受け付け、確認を行う。
- (2) 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。
- (3) (1)～(2)により課税した内容について、納税義務者に納税通知書、特別徴収義務者に特別徴収税額通知書を送付する。
- (4) 納税義務者等や他機関等からの情報により、減免や控除、減額等の課税内容の確認を行う。
- (5) (2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
- (6) (3)及び(4)により決定した減免決定について、納税義務者等に市税減免許可通知書等を送付する。
- (7) 納税義務者等が納付したことについて、金融機関からの納付済通知書等により確認する。
- (8) 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当のうえ、納税義務者等に還付通知書等を送付する。
- (9) 納税義務者等からの各種税務証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- (10) (9)に係る税務証明書を申請者に交付する。
- (11) 納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税義務者等に催告書・督促状を送付する。
- (12) 督促した納税義務者等から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
- (13) 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。
- (14) 住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、本人確認情報を検索し、本人確認を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び税務調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認のため ・税額通知書(特徴義務者用)等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	1.個人番号及びその他識別情報・・・対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先及びその他住民票関係情報・・・(1)賦課決定に際し課税要件を確認するため、(2)納税通知書等の送付先を確認するため、(3)本人への連絡等のため 3.国税関係情報・・・課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4.地方税関係情報・・・地方税関係情報により税の賦課決定等を行うため 5.障害者福祉関係情報・・・障害者に対する税の減額決定等を行うため 6.生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護者に対する税の減額決定等を行うため 7.年金関係情報・・・年金受給者に対する税の賦課決定や特別徴収等を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	横浜市財政局主税部税制課、税務課、固定資産税課、徴収対策課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (健康福祉局、市民局 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署(国税庁)、日本年金機構、登記所(法務省)、地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者・年金保険者 等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )		
③入手の時期・頻度	<p>○定期的に入手する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の定期課税事務(1月～4月、毎日)</li> <li>・固定資産税(土地・家屋)の課税事務(毎月)</li> <li>・固定資産税(償却資産)の定期課税事務(1月中、毎日)</li> </ul> <p>○随時入手する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告、届出等を受け付けた都度</li> <li>・各種資料等の回付を受けた都度</li> <li>・市税に関する各種処分を実施する都度</li> <li>・地方税法や関係法令に定める質問検査権の行使等による調査等を実施する都度</li> </ul>		
④入手に係る妥当性	<p>○定期的に行う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の定期課税を行うため、地方税法で定めるとおり、申告書の代替となる確定申告書等の情報を税務署(国税庁)から入手する必要がある。量が膨大であり、日々税務署に申告されているため、毎日実施する必要がある。</li> <li>・固定資産税の課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。</li> <li>・償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日に所有する償却資産について、1月31日までに申告しなければならないこととされており、量が膨大であり、日々申告されているため、毎日実施する必要がある。</li> </ul> <p>○随時対応する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市への申告又は届出等については、本人又は本人の代理人から直接の申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。また、必要に応じて、納税義務者等としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、住民基本台帳システムネットワーク等を通じた確認を随時行う。</li> <li>・庁内他部署等から、減免等に該当しうる関係資料の回付を受け付けることにより、必要な情報を随時入手する。また、必要に応じて、情報の正確性確認を行うため、住民基本台帳システムネットワーク等を通じて確認を随時行う。</li> <li>・税法に定める質問検査権の行使や捜索などの法律上の権限に基づいて、滞納処分に必要な情報を収集している。</li> </ul>		
⑤本人への明示	地方税法第294条、第343条等、地方税法や番号法等の関係法令により明示している。 例外的なものについては、その都度必ず本人に利用目的を明示し、説明を行う。		
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な課税情報の把握</li> <li>・賦課徴収事務の効率化</li> </ul>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">変更の妥当性</td> <td style="padding: 2px;">-</td> </tr> </table>	変更の妥当性	-	
変更の妥当性	-		

⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局主税部税制課、財政局主税部税務課、財政局主税部固定資産税課、 財政局主税部徴収対策課、財政局主税部法人課税課、財政局主税部償却資産課、 財政局主税部納税管理課、鶴見区総務部税務課、神奈川区総務部税務課、 西区総務部税務課、中区総務部税務課、南区総務部税務課、 港南区総務部税務課、保土ヶ谷区総務部税務課、旭区総務部税務課、 磯子区総務部税務課、金沢区総務部税務課、港北区総務部税務課、 緑区総務部税務課、青葉区総務部税務課、都筑区総務部税務課、 泉区総務部税務課、栄区総務部税務課、戸塚区総務部税務課、 瀬谷区総務部税務課							
	使用者数	[ 1,000人以上 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1.課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から課税管理業務を行う。 2.収納管理に関する事務 ・課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3.滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 4.共通宛名管理に関する事務 ・納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。							
	情報の突合 ※	1)に関する事務 ・市民税の税額計算等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報や庁内連携した障害者関係情報・生活保護関係情報等との突合を行う。 1～4)に関する事務 ・納税義務者等の確認(納税義務者等の特定等)を行うため、システムにおける宛名情報と、他の団体、庁内他部署等から入手した納税義務者等関係情報の突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	課税・収納状況調査などの統計分析を行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・市税の賦課徴収に係る処分							
⑨使用開始日		平成27年10月5日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 17 ) 件
委託事項1	税務システム運用保守管理業務
①委託内容	システムの管理作業及び処理実行作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性	税務システムの運用保守管理業務を行うためには、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作による提供 )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	富士通株式会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。



委託事項2～5	
<b>委託事項2</b> 納税通知書等印字・裁断・封入等委託	
①委託内容	市税の各税目に関する納税通知書のほか、税務に関する通知書等を印字し、そのまま発送できる状態に加工する。 納税通知書等の送付を行うにあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※ 市税の納税義務者等
	その妥当性 市税の納税義務者の課税を確定するために送付が必要となる納税通知書等の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項

<b>委託事項3</b>		督促状等印字・裁断・封入等委託
<b>①委託内容</b>		市税の各税目に関する督促状及び軽自動車税納税証明書を印字し、そのまま発送できる状態に加工する。 督促状の送付にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者及び納期限までにペイジー等で軽自動車税を納付し、継続検査用納税証明が必要な者
	その妥当性	納税義務者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に送付する必要がある督促状の情報及び納税証明書を送付する必要がある証明書の情報は特定個人情報ファイルの一部であるため。
<b>③委託先における取扱者数</b>		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
<b>⑥委託先名</b>		競争入札により決定する。
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	<b>⑨再委託事項</b>	委託内容の一部とし、協議により定める。



<b>委託事項4</b>		電話納付案内センター運営委託
<b>①委託内容</b>		基準日時点で市税の納付が確認出来ない者に対し、電話にて納付勧奨を行う。 電話での納付勧奨にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者
	その妥当性	市税の納付が確認出来ない場合に行う納付勧奨で取扱う情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。
<b>③委託先における取扱者数</b>		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (ファイルサーバーによる受け渡し)
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
<b>⑥委託先名</b>		競争入札により決定する。
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託する <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)</li> <li>・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)</li> <li>・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)</li> </ul> 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	<b>⑨再委託事項</b>	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項5</b>		オペレーション業務委託
<b>①委託内容</b>		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性		作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
<b>③委託先における取扱者数</b>		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作による提供)
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
<b>⑥委託先名</b>		未定
<b>⑦再委託の有無 ※</b>		<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
再委託	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	<b>⑨再委託事項</b>	委託内容の一部とし、協議により定める。

委託事項6～10	
委託事項6	データ保管業務委託
①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	未定
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項 委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項7</b>		データエントリー業務
<b>①委託内容</b>		申告書等(市民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等)のパンチ入力によるデータ化。短期間で大量の帳票をデータ化する必要があるため、民間事業者に委託することにより必要となる人員を適時に確保することが可能となる。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等のうち、申告書等に記載された者
	その妥当性	紙で提出のあった申告書等について、その大部分が対象となるため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
<b>③委託先における取扱者数</b>		[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
<b>⑥委託先名</b>		競争入札により決定する。
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	<b>⑨再委託事項</b>	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項8</b>		帳票印字業務委託
①委託内容		帳票の印字作業及び搬送作業。 帳票の印字業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (本市が管理するプリントサーバーへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバーの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項9</b>		市民税・県民税申告に係る諸帳票の印字・裁断等委託
①委託内容		市民税・県民税申告に係る申告書、催告書等を印刷し、そのまま発送できる状態に加工する。申告書、催告書等の印刷にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	市民税・県民税の課税対象となる者
	その妥当性	市民税・県民税の申告が必要となる対象者に、申告をうながすため送付する催告書等は、特定個人情報ファイルの一部であるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない  番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。



<b>委託事項10</b>		特別徴収等課税業務委託
①委託内容		個人の市民税・県民税の特別徴収に係る課税資料の数値入力、チェック及び画像化等を行う。 個人市民税・県民税に係る申告書等の各種処理は、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、委託する必要があるため。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	市民税・県民税の納税義務者等義務者等
	その妥当性	課税内容の確認及び異動届の内容をチェック、入力するため、税務関係システムファイルを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 (システム端末を用いて参照する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

委託事項11～15		
委託事項11	税務資料に関する搬送委託	
①委託内容	税務に使用する各種資料を搬送する。 各種資料を搬送するにあたり、本市の規模では職員のみへの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	





<b>委託事項13</b>		納税催告書及び差押事前通知書の電算印字、封入封かん及び裁断製本業務委託
①委託内容		市税の滞納者に対し発送する催告書等を印刷し、そのまま発送できる状態に加工する。 催告書等の印刷にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者
	その妥当性	市税の納付が確認出来ない場合、送付する催告書の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない  番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項14</b>		償却資産申告書郵送申告受付等業務委託
①委託内容		郵送により届いた固定資産税(償却資産)申告書等を開封・整理し、申告者に控えを返送する。 当該業務の処理にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	一定期間内に固定資産税(償却資産)申告書等を郵送で提出した者
	その妥当性	当該業務で処理する申告書等の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない  番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項15</b>		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託
①委託内容		審査システム及び国税連携システムに関して地方税ポータルシステムの利用にあたりASPサービスの提供及び運用支援等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	ASPというサービス提供形態の特性上、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム全体をASPサービスとして管理)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

委託事項16～20		
委託事項16	確定申告書情報等管理システムASPサービス	
①委託内容	確定申告書情報等管理システムの利用にあたりASPサービスの提供を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
その妥当性	ASPというサービス提供形態の特性上、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN回線 )	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項17</b>		税務地図情報・土地評価システム運用保守管理業務	
①委託内容		税務地図情報・土地評価システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性	当該システムの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、システムで扱っている全ての情報を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム端末を用いた利用)	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名		株式会社パスコ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項18</b>			
<b>委託事項19</b>			
<b>委託事項20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 63 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 13 ) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者(特別徴収義務者等)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4、第321条の7の5第1項及び第321条の7の7の第2項
②提供先における用途	当該事務の処理結果等を把握する。
③提供する情報	当該事務を処理するために必要な限度
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該事務を処理するために必要な限度
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	賦課決定等、本人等へ通知すべき処理が発生した都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	国税庁若しくは都道府県又は他市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により処理を行うため
③提供する情報	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により定められた情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により対象となる者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN又は情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従った方法 )
⑦時期・頻度	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により定められた時期・頻度



<b>提供先3</b>	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表提供先一覧を参照【60件】	
①法令上の根拠	(別表)提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別表)提供先一覧に記載	
③提供する情報	(別表)提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別表)提供先一覧に記載	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	(別表)提供先一覧に記載	
<b>提供先4</b>	市町村長	
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項	
②提供先における用途	地方税法第294条第3項で規定により処理を行うため	
③提供する情報	地方税法第294条第3項で規定された処理を行うための情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項で規定の対象となる者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	地方税法第294条第3項で規定により税額が定められた都度	
<b>提供先5</b>		
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先11～15</b>		
<b>提供先16～20</b>		



<b>移転先1</b>	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第94項、番号法別表第2の主務省令第47条
②移転先における用途	介護保険料の算定や保険給付等の介護保険業務に必要な市民税の情報を把握するため
③移転する情報	合計所得金額、市民税額及び年金収入金額等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及びその世帯に属する世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次、年次
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	健康福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項
②移転先における用途	【国民健康保険、保険給付】 ・国民健康保険標準負担額減額認定申請者に関わる世帯の課税状況調査及び減額認定審査のため ・国民健康保険料算定等に必要な所得等を調査するため、国民健康保険料滞納処分に関する調査のため、保険給付に必要な所得等を調査するため 【国民年金】 ・老齢福祉年金・無拠出障害基礎年金・特別障害給付金受給者の所得状況調査、国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請受理、及び日本年金機構に対する所得情報の提供のため ・年金生活者支援給付金に関する事務のため
③移転する情報	市民税額及び総所得金額並びにその内訳等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	【国民健康保険料、保険給付】 国民健康保険の世帯主及び被保険者等 【国民年金】 国民年金被保険者の免除等の申請者及び世帯員、障害基礎年金受給者、老齢福祉年金受給者及び扶養義務者、特別障害給付金受給者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次、年次

<b>移転先3</b>	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	<p>【医療費助成】</p> <p>○小児慢性特定疾病医療給付事業 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第9項、番号法別表第2の主務省令第8条</p> <p>○小児医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p> <p>○ひとり親家庭等医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p> <p>○障害者自立支援医療(育成医療・更生医療) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条</p> <p>【後期高齢者医療制度】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第80項、番号法別表第2の主務省令第43条</p>
②移転先における用途	<p>【医療費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種医療費助成事業対象者の資格審査のため</li> <li>・各種高額療養費の限度額確認のため</li> </ul> <p>【後期高齢者医療制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度の保険料算定、負担区分判定等のため</li> </ul>
③移転する情報	市民税額及び総所得金額等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>【医療費助成】</p> <p>医療費助成事業対象者</p> <p>【後期高齢者医療制度】</p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者及びその世帯員</p>
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 電子メール</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] その他 ( )</p> <p>[ ] 専用線</p> <p>[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] 紙</p>
⑦時期・頻度	年次、月次

<b>移転先4</b>	健康福祉局障害福祉部障害企画課	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条	
②移転先における用途	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支給決定に際して、利用者負担額の月額上限を決定する等、同法に基づく各種業務を実施するため。	
③移転する情報	課税状況(市民税額、各種所得金額、所得控除の内訳、税額控除の内訳)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく自立支援給付の受給者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	年次、月次	

<b>移転先5</b>	建築局住宅部市営住宅課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第31項、番号法別表第2の主務省令第22条
②移転先における用途	住宅使用料を算定するため
③移転する情報	所得額、控除項目、控除金額、市民税課税状況、固定資産税課税状況等(※1)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	名義人及び同一世帯内の世帯員、市営住宅近隣固定資産税課税状況(※1)
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次、年1回(※1のみ)
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	【生活保護の実施】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第26項、番号法別表第2の主務省令第19条 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【中国残留邦人等支援給付の実施】 番号法第19条第7号、同法別表第2の第87項、同法別表第2の主務省令第44条
②移転先における用途	【生活保護の実施】 生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 【中国残留邦人等支援給付の実施】 中国残留邦人等支援給付の支給認定のため
③移転する情報	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	【生活保護の実施】 要保護者及び被保護者であった者 【中国残留邦人等支援給付の実施】 要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	【生活保護の実施】 月次 【中国残留邦人等支援給付の実施】 年次

移転先7	健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第61項・第62項、番号法別表第2の主務省令第32条・第33条
②移転先における用途	・養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の所得状況等調査 ・ショートステイ入所者の自己負担額認定
③移転する情報	課税状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次、年次

移転先8	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	<p>【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当】  番号法第9条第7号、番号法別表2の第67項、番号法別表第2の主務省令第38条</p> <p>【神奈川県在宅重度障害者等手当】  番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第4項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第5条第1項第1号</p> <p>【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】  番号法第19条第7項、番号法別表2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条</p> <p>【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】  番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第5項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第6条第1項第1号</p>
②移転先における用途	<p>【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当・神奈川県在宅重度障害者等手当】  特別障害者手当等の支給にかかる支給資格等の所得状況等調査</p> <p>【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】  補装具費支給、高額障害福祉サービス等給付支給の自己負担額又は助成額の認定</p> <p>【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】  重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話及び障害者自動車改造費助成の自己負担額又は助成額の認定</p>
③移転する情報	<p>【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当・神奈川県在宅重度障害者等手当】  各種所得の金額及び内訳、各種控除の項目、金額及び内訳等</p> <p>【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定・重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】  課税状況(市民税額、各種所得金額、所得控除の内訳、税額控除の内訳)</p>
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p> </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務対象者及び対象者の属する世帯員及び扶養義務者
⑥移転方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 紙</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</div> </div>
⑦時期・頻度	月次

<b>移転先9</b>	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課
①法令上の根拠	<p>【児童手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第74項、番号法別表第2の主務省令第40条</p> <p>【児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第57項、番号法別表第2の主務省令第31条</p> <p>【特別児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第66項、番号法別表第2の主務省令第37条</p> <p>【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第63項、番号法別表第2の主務省令第34条、番号法別表第2の第64項、番号法別表第2の主務省令第35条、番号法別表第2の第65項、番号法別表第2の主務省令第36条</p> <p>【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条</p>
②移転先における用途	<p>【児童手当】 ・児童手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・児童手当の受給資格認定のための受給資格判定調査</p> <p>【児童扶養手当】 ・児童扶養手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・児童扶養手当の受給資格認定のための受給資格判定調査</p> <p>【特別児童扶養手当】 ・特別児童扶養手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・特別児童扶養手当の受給資格認定のための受給資格判定調査</p> <p>【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付等の認定のための調査</p> <p>【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・児童養護施設入所等の費用負担額の認定</p>
③移転する情報	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員及び扶養義務者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	月次

移転先10	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課
①法令上の根拠	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 ・子どものための教育・保育給付に関わる給付認定 ・負担区分の決定 ・子育てのための施設等利用給付に関わる給付認定 ・私学助成幼稚園に係る補足給付 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 ・保育施設の利用調整
③移転する情報	所得額、控除項目、控除金額、市民税額、課税状況等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次



移転先11～15	
移転先11	子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課
①法令上の根拠	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条 【障害児通所支援の利用者負担上限月額額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第11項、番号法別表第2の主務省令第10条 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第8項、番号法別表第2の主務省令第7条
②移転先における用途	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 障害児施設入所等の費用負担額の認定 【障害児通所支援の利用者負担上限月額額の認定】 障害児通所支援の利用者負担上限月額額の認定 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 障害児入所給付費等の支給の申請に係る事実について審査
③移転する情報	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 1万人以上10万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員及び扶養義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
移転先12	健康福祉局健康安全部健康安全課
①法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条の2 【感染症事務における入院患者の自己負担月額額の認定に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条
②移転先における用途	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 ・高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の自己負担免除の認定のため 【感染症事務における入院患者の自己負担月額額の認定に関する事務】 ・感染症医療費公費負担の認定 ・結核医療費公費負担の認定
③移転する情報	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 市民税の課税状況 【感染症事務における入院患者の自己負担月額額の認定に関する事務】 市町村民税の所得割額等
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 10万人以上100万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該対象者並びにその配偶者及び当該対象者と生計を一にする扶養義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次

<b>移転先13</b>	健康福祉局健康安全部保健事業課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の第120項、番号法別表第2の主務省令第59条の3
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給の認定
③移転する情報	市民税額、合計所得金額等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給認定世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>移転先14</b>	
<b>移転先15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>移転先16</b>	
<b>移転先17</b>	
<b>移転先18</b>	
<b>移転先19</b>	
<b>移転先20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。                  ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。                  ・サーバー室では、不要物の持込を禁止する。                  ・サーバー機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。                  ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。                  ・紙媒体については、鍵のかかる場所に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;                  1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年                  4) 3年                          5) 4年                      6) 5年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満    9) 20年以上                  10) 定められていない</p> <p>[ 10年以上20年未満 ]</p> <p>その妥当性</p> <p>地方税法等の関係法令に定められた要件を満たす範囲で、横浜市行政文書管理規則に従い規定している。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;横浜市における措置&gt;                  ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧できないことを確認する。                  ・申請書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

**7. 備考**

特になし

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【税情報ファイル】

- ・個人番号
  - ・法人番号
  - ・統合番号
  - ・宛名情報(4情報、電話番号等)
  - ・確定申告書情報(提出年月日、4情報、所得情報等)
  - ・給報情報(提出年月日、4情報、所得情報等)
  - ・世帯情報
  - ・資料情報(資料区分、資料内容等)
  - ・扶養者情報(4情報、専従区分等)
  - ・年金特徴情報(4情報、特別徴収税額等)
  - ・特徴義務者情報(徴収区情報、報告書人員数等)
  - ・市県民税課税台帳情報(課税区情報、所得情報、徴収方法等)
  - ・土地台帳情報(所在地情報、評価額情報等)
  - ・所有者情報(氏名、持分情報等)
  - ・路線価情報(路線番号、路線価等)
  - ・家屋台帳情報(所在地情報、評価額情報等)
  - ・償却資産台帳情報(取得年月、取得価格、耐用年数等)
  - ・調査表情報(建築年次、耐用年数、現年度評価額等)
  - ・名寄情報(合計面積、価格計、課税標準額計等)
  - ・車両・課税情報(課税年度、定置場住所、車両情報等)
  - ・法人市民税課税台帳情報(法人番号、設立日、法人名称等)
  - ・法人市民税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等)
  - ・電子申告情報(償却資産申告情報、法人市民税申告情報等)
  - ・収納情報(年度、賦課情報、収納金額、未納情報等)
  - ・滞納情報(年度、滞納額、延滞金額等)
  - ・滞納者情報(滞納者番号、担当情報等)
  - ・決議書情報(決議書区分、処理年月日等)
  - ・口座情報(金融機関情報、口座番号、預金者名等)
  - ・統計情報(各種件数、合計額等)
- ・4情報
- ・確定申告書情報
  - ・住民登録外通知情報
- ・償却資産申告情報(取得年月、取得価格、耐用年数等)
- ・申告特例通知情報(寄附金額情報)
- ・確定申告書情報(附表も含む)
- ・公的年金支払報告書情報
  - ・給与支払報告書情報
- ・所有者情報
- ・路線価情報
  - ・地図情報
- ・たばこ税・入湯税・事業所税課税台帳情報(年度、事業所情報、徴収方法等)
- ・たばこ税・入湯税・事業所税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等)

### 【統合番号連携システム】

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から直接情報を入手する際には、対象者であることの確認及び本人確認を行う。</li> <li>・他の機関及び庁内連携等により入手する際も、対象者以外の情報を入手しないようにする。</li> <li>・適宜、複数人による確認を行う。</li> <li>・eLTAXを介した情報については、システム制御により送信先自治体以外が情報を入手できないようになっている。</li> <li>・国税連携システムの仕組み上、情報提供先が国税庁及び他の自治体に限定されているため、国税庁及び他の自治体から提供される情報以外の情報が入手されることはない。</li> <li>・eLTAX、国税連携システムにて宛先を振り分けているため、仕組みとして対象者以外の情報が、後続のシステムには届かないように担保されている。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。</li> <li>・eLTAXやe-Tax等、法定様式等必要な情報以外を誤って記載することがないような様式となっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から直接情報を入手する際には、対象者であることの確認及び本人確認を行う。</li> <li>・他の機関及び庁内連携等により入手する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。</li> <li>・適宜、賦課資料となる旨文書等で説明した上で取得する。</li> <li>・適宜、複数人による確認を行う。</li> <li>・国税連携システムの仕組み上、e-Tax又は税務署窓口等で適切に入手することが担保されている。</li> <li>・LGWANを経由して情報を取得するため、詐取・奪取の対策が担保されている。</li> <li>・情報の取得からシステムへの格納までは、自動で処理を行っているため、異常時を除き人手を介さない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条に基づき、個人番号カードの確認、又は通知カードと身分証明書等の確認を徹底する。</li> <li>・国税連携システムの仕組み上、e-Tax又は税務署窓口等で正確なデータであることが確認されている。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から直接入手する場合は、本人確認時に真正性を担保する。 代理人、勤務先等の第三者を経由して入手する場合は、既存データ、庁内連携データ、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会結果データと突合して確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	統合番号連携データ、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会結果データ等と適宜突合して確認する。場合によっては、本人に連絡し、確認する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの利用に関しては、個人ごとにID・パスワードを割り当て、適切な権限を持ったもの以外は利用できないようにする。</li> <li>・システム運用や外部からの收受以外での可搬電子媒体の利用を原則禁止し、漏えいを防止している。</li> <li>・提出された申告書等は、鍵のかかる場所で保管している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> <li>・権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムを始め、各種システムは税務職員しか操作せず、地方税に係る事務にしか利用しないよう職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し系統的に担保する。 (画像管理)eLTAXから情報を受け取るのみの連携しかしないため、その他システム上で当該データが取扱われない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属に応じたID・パスワードと個人に応じたID・パスワードの2段階で権限を管理している。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、操作者を認証する。</li> <li>・同一個人IDの同時ログインを制限する。</li> </ul> (画像管理) 所属管理者のID・パスワードについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期人事異動に関するものは、各所属に照会し、登録・抹消を行っている。</li> <li>・臨時の人事異動については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて登録・抹消を行っている。</li> <li>・パスワードは、系統的に1年に1回強制的に変更するように設定されている。</li> </ul> 一般職員等のID・パスワードについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期人事異動に関するものは、各所属管理者が登録・抹消を行っている。</li> <li>・臨時の人事異動については、各所属管理者が登録・抹消を行っている。</li> <li>・パスワードは、系統的に半年に1回強制的に変更するように設定されている。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	個人のID・パスワードについて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期人事異動に関するものは、人事情報に基づいて発行・抹消を行っている。</li> <li>・臨時の人事異動及び非正規職員については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて発行・抹消を行っている。また、有効期限は年度末までとしている。</li> <li>・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。</li> <li>・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。</li> </ul>



アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人ごとに必要なアクセス権限を付与している。	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・特定個人情報に限らず、「誰が」、「いつ」、「どの個人情報へ」のアクセスしたかの記録を保持している。</p> <p>・個人情報を参照・更新・出力した際の操作履歴・アクセス記録は税務システム上に3年間保存しており、分析可能とし、また、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。</p> <p>(画像管理)</p> <p>・特定個人情報に限らず、個人情報へのアクセス記録を保持している。</p> <p>・照会専用の共用IDの利用にあたっては、作業管理簿に記録を取る。</p> <p>・アクセス記録は3年間保存しており、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・システムへのログイン時の認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。</p> <p>・バックアップファイル等の取得は、入退室管理をしている場所での作業に限定されている。</p> <p>・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。</p> <p>(画像管理)</p> <p>・システムは、LGWAN回線でないで使用できないようになっており、仮に端末を持ち出しても使用できないようになっている。」</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・バックアップファイル等の取得は、入退室管理をしている場所での作業に限定されている。</p> <p>・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。</p> <p>(画像管理)</p> <p>・専用端末上で、外部可搬媒体へのデータコピーができないよう制御されており、情報を持ち出せないようにしている。</p> <p>・バックアップファイル等の取得は、1台の専用端末に限定されており、その端末の利用者はID・PWで限定されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、ISMS認証の取得等、第三者によるセキュリティ認定を受けている事を選定条件にすることで、一定程度の知識を要求している。</li> <li>委託契約の際に、従事者への研修及び誓約書の提出を求めている。</li> <li>再委託を許可する場合は、再委託先についても、委託先と同様の管理体制を要求している。</li> <li>地方税共同機構によって、セキュリティ監査等の審査を経て認定された認定委託先事業者の中から委託業者を選定している。</li> <li>必要に応じ、委託先に対し検査を行うことができる。 (画像管理)</li> <li>委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、ISMS認証の取得等、第三者によるセキュリティ認定を受けている事を選定条件にすることで、一定程度の知識を要求している。</li> <li>委託契約の際に、従事者への研修及び誓約書の提出を求めている。</li> <li>再委託を許可する場合は、再委託先についても、委託先と同様の管理体制を要求している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書に個人情報取扱特記事項を添付し、全市的に統一された基準で管理を行っている。</li> <li>システムにアクセスする際は、個人ごとのID・パスワードを用いることで、権限を制限している。</li> <li>従事する物事にユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報に限らず、個人情報へのアクセス記録を保持している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に、個人情報取扱特記事項を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>再委託等による第三者の個人情報の取扱いを原則禁止している。</li> <li>例外として再委託等の第三者に個人情報を取扱わせる場合は、委託先は横浜市の書面による承諾をとり、第三者に個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項等を約定することとしている。</li> <li>横浜市は個人情報を保護するために必要な限度において、委託先に対し、個人情報を取扱う事務についての管理状況の説明もしくは資料の提出を求められることができるとしている。</li> <li>遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に、個人情報取扱特記事項を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は委託契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないとしている。</li> <li>委託先は委託契約による事務の処理に従事している者に対し、契約中・契約終了後・契約解除後を問わず、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。</li> <li>横浜市は個人情報を保護するために必要な限度において、委託先に対し、個人情報を取扱う事務についての管理状況の説明もしくは資料の提出を求められることができるとしている。</li> <li>遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</li> </ul>	

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に個人情報取扱特記事項、電子データを対象に電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を定めている。          ・委託先は委託契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報・個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに横浜市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、横浜市が別に指示したときは、当該方法によるものとするとしている。          ・前述のただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならないとしている。          ・委託先が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、横浜市は、委託先に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができるとしている。          ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定          ・目的外利用の原則禁止          ・複写、複製の原則禁止          ・作業場所の外への持出禁止          ・再委託の原則禁止          ・資料等の返還          ・事故発生時等における報告          ・研修の実施及び誓約書の提出          ・必要な限度での実地検査の実施</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。          ・委託契約約款          ・個人情報取扱特記事項          ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>-</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・庁内連携システムを介したデータ連携については、全てログを取得している。 ・電子媒体を用いたデータ連携については、電子媒体への出力処理のログを取得している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に基づき、審議会の審議等を経て提供・移転を許可された事務のみ提供・移転を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムを介したデータ連携については、提供・移転を許可された事務のみが照会できるように仕組みとして担保されている。 ・電子媒体への出力はシステムによる自動処理のため、人為的ミスが発生しないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ○統合番号連携システムの画面において、            ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報入手できないように制御する。            ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。            ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2) 番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。            ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である



リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</li> <li>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること</li> </ul> <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・サーバー設置箇所については、生体認証を用いた入退室管理を行っている。</li> <li>・システム端末は、盗難防止用ワイヤーで固定するか、未使用時は施錠棚等に格納している。</li> <li>・紙媒体については、鍵のかかる場所に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムは庁内の独立したネットワーク及びLGWANIに接続しており、それぞれのネットワークに対して必要な通信のみ行えるよう、ファイアウォールを設置して運用管理している。</li> <li>・端末には外部可搬電子媒体を利用できないよう、システム的な制限を掛けている。</li> <li>・端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは管理サーバーで統合管理している。</li> <li>・システムの操作については、アクセスログを取得している。</li> <li>・システムのサーバー・端末について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。また適用状況を統合管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ol>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者と同様の方法にて保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・税務システムに存在する課税情報は、各種申告情報に基づき更新・課税を行った上で納税義務者等に対して納税・税額通知を行い、納税義務者等の側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。 収納情報は、納入・納付等により更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体は裁断処理等、判読及び復元ができない形にして定期的に廃棄する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動により、新たに税業務に従事する職員に対して、税務初任研修のなかで特定個人情報及び個人情報について研修を行っている。</li> <li>・区税務課等では、特定個人情報に限らず、より広い個人情報の取扱いに関して、定期的(毎月)に研修を行っている。</li> <li>・区税務課等では、年1回特定個人情報に関する所属研修を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>①請求先</p>	<p>横浜市役所            市民局市民情報センター            (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884            (令和2年5月16日から)231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所            区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所            区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所            区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所            区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所            区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所            区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所            区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所            区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所            区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所            区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所            区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所            区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所            区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所            区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所            区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所            区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所            区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所            区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
<p>②請求方法</p>	<p>持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</p>
<p>特記事項</p>	<p>受付時に本人確認を行う。</p>
<p>③手数料等</p>	<p>[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span></p> <p>(手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
<p>④個人情報ファイル簿の公表</p>	<p>[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span></p>
<p>個人情報ファイル名</p>	<p>税情報ファイル</p>
<p>公表場所</p>	<p>横浜市役所 市民情報センター            (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884            (令和2年5月16日から)231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882</p>

⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
①連絡先	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月16日から)231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229
②対応方法	本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月11日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和2年2月3日～3月3日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年3月13日
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	審議の結果、意見はありませんでした。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	





## 過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

	公表年月日	内容	件数	再発防止策
1	平成29年4月12日	水道局の職員が、協議会の会員企業に、「ビジネスセミナーのご案内」を電子メールで送信する際、会員企業164社の175件のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO[宛先])で一斉送信した。	104件	(1)メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)になっているかどうかなど、複数人によるダブルチェックを再度徹底する。 (2)間違いを犯しやすい項目を抽出したチェックリストを活用することで、再発防止に努める。
2	平成29年8月8日	水道局の水道事務所で、水道料金・下水道使用料の請求漏れを防ぐため、毎月作成して処理を行っている「未請求者一覧」という帳票7枚が所在不明となった。	最大112件	当該水道事務所では職員個人が未請求者一覧を保管していたが、今後は、組織として管理ルールを徹底し紛失を防止。 また、未請求者一覧に処理内容の記載欄を設けるとともに、ダブルチェックを徹底する。
3	平成29年10月27日	経済局が運営する「横浜ライフインベーションプラットフォーム」の会員や関係者向けに「セミナーのご案内」を電子メールで送信する際、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、送信した139か所のメールアドレスが表示された状態(TO[宛先])で一斉送信した。	131件	当該職員のメール設定を、誤操作があってもすぐにメールが送信されないよう変更。 また、個人情報を扱っていることを再認識し、特に、お互いにアドレスを知らないと思われる相手先にメールを送信する際には、チェックリストを活用して注意するとともに、ダブルチェックの方法を、送信時だけでなく、作業開始時にも行うなど再徹底する。
4	平成29年12月25日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)において、通所介護送迎時に使用する送迎車用ファイル1冊(139人分)を紛失した。ファイルは直後に隣接する消防署の職員により地域ケアプラザ裏の路上で拾得され、警察に届けられていたため、回収した。	139件	<地域ケアプラザ> 「個人情報保護マニュアル」の改定を検討する。また、送迎を担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報を地域ケアプラザ内で確認する。 それに加えて、全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱いに対する指導を行い、再発防止を徹底する。  <区役所> 地域ケアプラザに対し、個人情報の管理の徹底を指示し、再発防止に向けた研修を行うよう指導した。また、区内のケアプラザと今回の事例を共有し、全職員への注意喚起を要請した。
5	平成30年8月9日	水道局の責任職が、職務上携帯している公用の携帯電話を帰宅途中に紛失した。携帯電話は、セキュリティロックをしていたが、水道局責任職が保有する公用携帯電話の電話番号、メールアドレス、水道局の職場電話番号及び水道局責任職の自宅又は個人携帯電話番号(158人分)が登録されていた。	158件	勤務時間内外における公用携帯電話の管理を徹底するとともに、職務上取り扱う情報についても管理を徹底し、あらためて公用携帯電話を携帯する全職員へセキュリティロックを設定すること等の注意喚起をする。
6	平成30年10月26日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)において、子育て情報の電子メールを送信する際、配信登録している方(123人分)のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO)で一斉送信した。	123件	外部の複数のメールアドレス宛にメールを送信する際は、BCCにメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施について再度周知し、徹底する。
7	平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー(再委託者)が当日の配送終了後、配送先(自治会等)の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場で車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
8	令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地へ誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地が抽出されてしまった。 再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
9	令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開講座に参加した市民1名に対して、区民活動センターの登録団体の一覧データを電子メールに添付して送信したが、添付したデータに登録団体参加者の個人情報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。 また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
10	令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内会について災害時要援護者名簿を作成しているが、名簿登録に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、本人に意思確認をしないまま名簿に登録し住所地の自治会・町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。